

商品名等 (電気用品名等)	自動通報装置
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>○用途、機能、性能 本装置は、子機（ドアホン）の呼出ボタンを押すことにより、屋内に設置された親機経由で電話回線を通じ、あらかじめ登録された呼出相手と会話できるものである。 親機の機能は一般の「インターホン」と異なり、子機と呼出相手とを電話回線を用いて中継するものである。</p> <p>○構造、仕様、意匠 定 格：100V、50－60Hz、消費電力未定</p> <p>○主な使用者、販売先 一般消費者</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>電気用品安全法上は、非対象として取り扱う。</p> <p>(理由) 本装置は、親機の中継により、ドアホン（子機）の使用者と呼出相手とが専ら電話回線を介して通話を行うものであることから、「インターホン」に該当せず、非対象として取り扱うことが妥当と判断する。</p>	